

神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第1号

令和7年3月14日

神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 古屋野 敬子

神奈川県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）を、下記のとおり告示する。

記

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

154,012

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

1,062,573

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

区分	市町村	数
1	横浜市	491,586
2	川崎市	258,987
3	横須賀市	108,599
4	相模原市	167,213
5	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市	201,615
6	平塚市 小田原市 秦野市 伊勢原市 南足柄市	171,469
7	厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市	180,359
8	葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 愛川町 清川村	81,018